

# みなと みた

2026 1  
No.173

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 新年のご挨拶 ●2

(一社)三田労働基準協会 会長 松岡茂喜／三田労働基準監督 署長 田中宏治

### 労働行政ニュース ●3~10

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」表彰式開催／令和7年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間／第2回化学物質管理強調月間実施要綱(抜粋)／令和6年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況／令和6年東京都内の労働基準監督署における定期監督等の実施結果

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ●11~12

社会保険労務士資格を持つ雇用管理改善等コンサルタントに無料で相談できます／ハイスキルシニアを活用しよう!!

### 協会だより ●13~16

令和7年度港地区健康と安全推進大会／港区中小企業優良従業員表彰式／新入会員のご紹介／講習会等のご案内／東京試験場版 労働安全衛生法に基づく各種免許試験案内

#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

\*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。  
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



## 新年のご挨拶



一般社団法人 三田労働基準協会

会長 松岡 茂喜

2026年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。会員の皆様ならびに関係者各位におかれましては、旧年中、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、埼玉県八潮市での下水道管破損による道路陥没事故、コメ価格の高騰により政府備蓄米の放出、大企業に対するサイバー攻撃、市街地でのクマの襲撃が相次ぐなどのニュースが印象に残っていますが、その後の対策が思うように進んでいないようです。

暗いニュースばかりではなく、大阪・関西万博が開催され目標数を上回る2900万人の人が来場し、アメリカ大リーグドジャースの大谷翔平選手や山本由伸選手が大活躍し、日本人の坂口さんと北川さんがノーベル賞の生理学・医学賞、化学賞を受賞するなど私たちに希望と感動をもたらし、勇気を与えてくれました。

労働基準行政に目を向けてみると、昨年、労働安全衛生法令等の改正により熱中症対策が義務化され、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者50人未満の事業場についても公布から3年以内に義務化されることになります。また、厚生労働省の労働政策審議会で、連続勤務を13日までとする上限規制、勤務終了から次の勤務開始まで原則として11時間の休息期間を確保することの義務化、年次有給休暇の賃金計算方法の統一、週44時間労働の特例措置の廃止などの議論が行われており、今年度以降に法制化されることが見込まれます。

また、2023年4月から推進している第14次労働災害防止計画も4月から4年目となり2027年度までの5年の間に、基本目標である死亡災害及び死傷災害の5%以上の減少に向け、労働災害防止対策、メンタルヘルス、健康確保対策などを推進していくこととしております。

当協会では、行政の動向に注視しながら、会員の皆様を始め、地元企業の皆様に必要な情報を提供するとともに、労務関係及び安全衛生関係の講習会を充実し、会員や地域企業の役に立つ事業を行っていくよう努めてまいります。

引き続き、東京労働局、三田労働基準監督署、ハローワーク品川を始め関係行政機関の皆様、また、会員の皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



三田労働基準監督署

署長 田中 宏治

令和8年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

三田労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃から当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会はウイズコロナからアフターコロナの時代へと移行し、経済活動の正常化が進む中、明るい話題も増えてまいりました。

しかし、長きにわたる新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、リモートによる就業形態や企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の急速な普及を促し、働き方に大きな変化をもたらしています。

今後は、これらの変化も踏まえた労働基準法の大幅な改正も検討されています。

このような働き方の多様化により、労働時間管理をはじめとする労務管理において従来の手法を見直さざるを得ない企業が少なくありません。そのうえ法改正が実現すれば、法律に沿った管理への変更や新たな手続きも生じ、社会の目が厳しくなる中で法令遵守が一層重要となります。

また、近年、当署においては、人手不足に起因する長時間労働や残業手当未払いなどの労働問題に関する相談や情報が依然として高水準で寄せられています。過重労働やハラスマントによる精神障害の労災請求は顕著に増加しています。さらに、管内では重篤な労働災害や猛暑による熱中症の増加もみられます。

加えて、物価の高騰による実質賃金の低下が問題化する一方、賃金の引上げに向けた取組が企業の喫緊の課題にもなっています。

アフターコロナ期に入り、課題は複雑に絡み合っており、過去の経験に頼るのみでは解決が難しい場面も増してきました。

こうした中、当署は、労働者が健康で安心して働ける職場づくりと、豊かでゆとりある生活の実現を目指し、本年も職員一丸となって各種施策に積極的に取り組んでまいりますが、貴協会との連携があつてこそこれらの実現が可能となります。

本年も変わらぬご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びとなりますと、貴協会の益々のご発展と、会員皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

# 「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」表彰式開催

東京労働局は公益社団法人東京労働基準協会連合会との共催による「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」の優秀作品等を決定し、令和7年12月1日に表彰式を開催しました。安全部門、労働衛生部門合わせて638件の応募がありました。

## 「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」受賞者一覧

### ○ 優秀作品賞（4名）

部門	受賞者氏名	宣 言	受賞者所属事業場
安 全	鈴木 心	災害は他人事ではなく自分事、手順を守って安全作業	戸田建設株式会社 東京支店
	丸山 佳則	整理整頓 大丈夫? 通路確保で 蹤き防止	株式会社鴻池組 東京本店
労働衛生	奥 琢也	膝を曲げ、腰を落として引き寄せて ゆっくり持ち上げ 腰痛防止！	西松建設株式会社 関東土木支社
	瀬川 茉由	点呼時に 素直に事前に 体調報告	帝都自動車交通株式会社 渋谷営業所

### ○ 奨励賞（4名）

部門	受賞者氏名	宣 言	受賞者所属事業場
安 全	石田 頌	作業前に、足場・動線・手順を確認! 墜落・転落ゼロは準備から。	三機工業株式会社
	奥 琢也	足元の 凹凸・滑りに注意して ゆっくり歩いて 転倒防止	西松建設株式会社 関東土木支社
労働衛生	大嶋 孝幸	水分、睡眠、体調管理をしっかりと 知識を蓄え熱中症対策します	多摩冶金株式会社
	持館 大	ストレスを感じることなく、 笑顔で働く職場をみんなでつくる！	株式会社熊谷組 東京建築支店

敬称略、部門順（同部門の中では受賞者氏名の50音順）

令和7年度

# 年末・年始セーフワーカー Safe Work 推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、各種取組を実施します！

期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月31日（土）

安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！



※ 死亡災害では、建設業が最多（令和7年9月末日現在 11人）。

全業種 27人の約4割。）であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。

## ～皆様へのお願い～

- ①年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ②事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
- ⑪その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

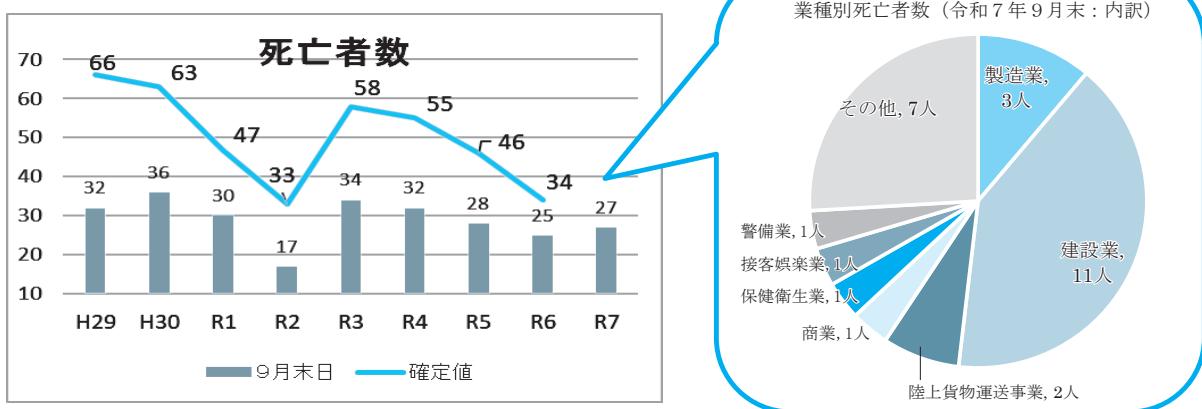


東京労働局・労働基準監督署

## 令和7年（9月末日現在）の東京労働局管内の労働災害発生状況

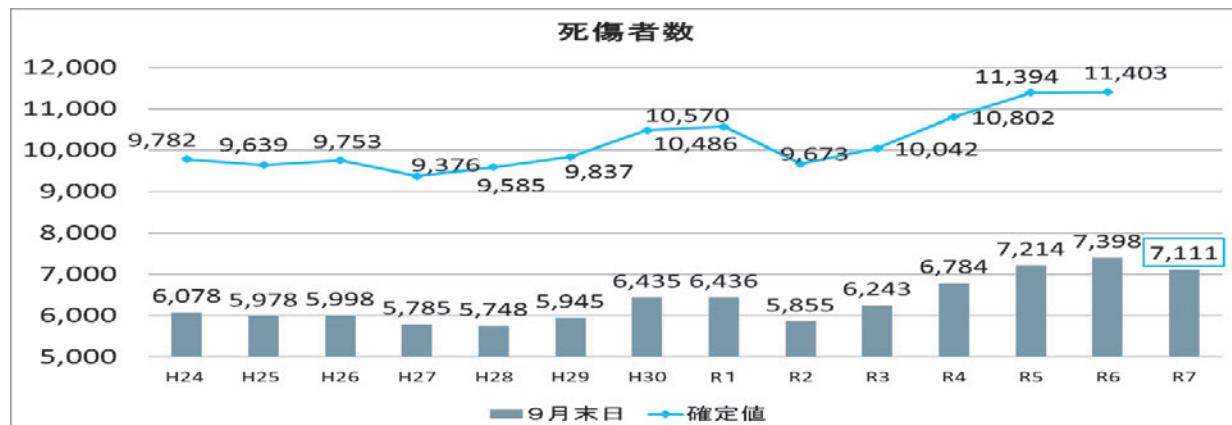
### 死亡者数（27人 新型コロナ感染症り患者を除く。）

- ・製造業3人、建設業11人、陸上貨物運送事業2人など。
- ・事故の型では「墜落、転落」が最も多く10人死亡。



### 休業4日以上の死傷者数（7,111人 新型コロナ感染症り患者を除く。）

- ・前年同期を3.9%下回っているものの、**年間1万人を超えるおそれ**。
- ・業種別では、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の割合（66.6%）が多い。
- ・事故の型では、転倒、腰痛等の行動災害の割合（48.1%）が多い。



### 年末・年始に発生した災害事例

小売業  
(年齢：60歳代)  
商品を仕分け台に乗せる際、前かがみの状態から立ち上がった際、バランスを崩し転倒。  
(休業2ヶ月)



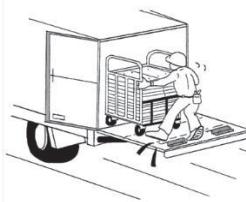
建設業  
(年齢：50歳代)  
通路で脚立を使用して天井材の取付作業を行っていた際、バランスを崩して転落。  
(休業2ヶ月)



ビルメンテナンス業  
(年齢：70歳代)  
マンションの階段の清掃作業中、足を踏み外し転落した。  
(休業1ヶ月)



道路貨物運送業  
(年齢：50歳代)  
トラック荷台で荷卸し作業中、後ろ向きで引張っていたためステップを踏み外して墜落した。  
(休業2ヶ月)



出典：災害事例は労働者死傷病報告、挿入絵は職場のあんぜんサイトより（一部加工）  
労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。

# 第2回化学物質管理強調月間

## 実施要綱（抜粋）

### 1. 趣 旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

**慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方**

### 2. 期 間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

### 3. 実施体制

#### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

## (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## (5) 実施者

各事業者

**4. 実施事項**

## (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

## (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

## (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

## (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

## (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

## (オ) 雑誌等を通じた広報

## (カ) 事業者の実施事項についての指導援助

## (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

## (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

## (2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

## ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

## ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

## ③ スローガン等の掲示

## ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

## ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

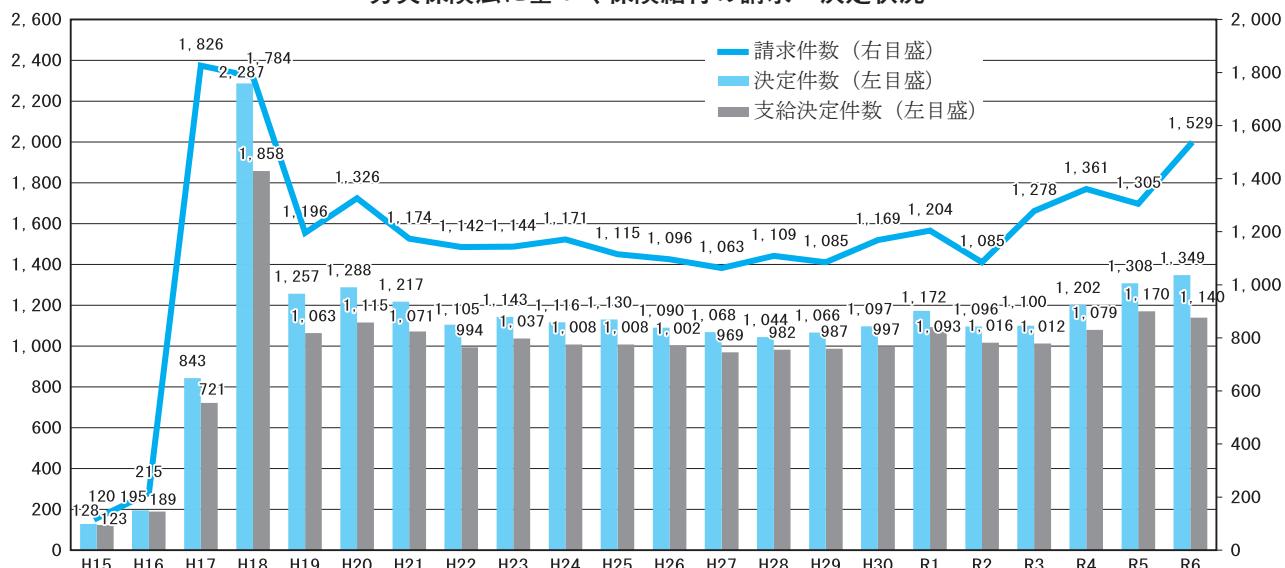
# 令和6年度 石綿による疾病に関する 労災保険給付などの請求・決定状況

厚生労働省は、令和6年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめ公表しました。

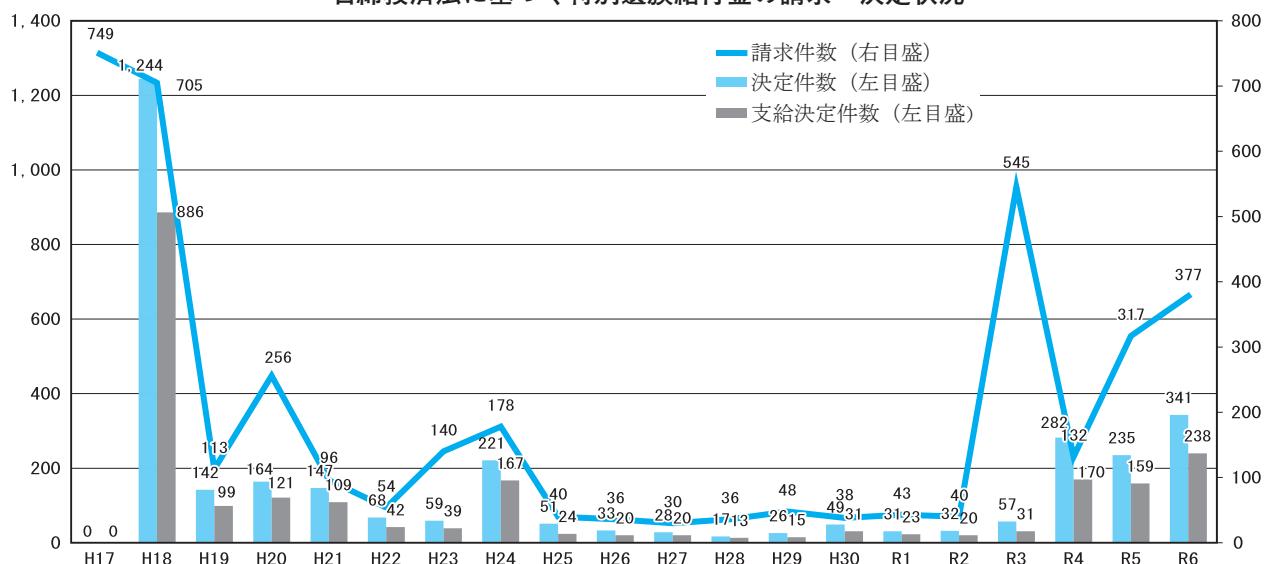
「労災保険給付」の令和6年度の請求件数は1,529件（石綿肺を除く）、決定件数は1,349件（石綿肺を除く、うち支給決定件数は1,140件）で、請求件数は昨年度と比べ増加、支給決定件数は昨年度と比べやや減少しました。

「特別遺族給付金」の令和6年度の請求件数は377件で、決定件数は341件（うち支給決定件数は238件）で、請求件数・決定件数・支給決定件数いずれも昨年度と比べ増加しました。

労災保険法に基づく保険給付の請求・決定状況



石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況



注1 請求件数と比較するため、本グラフの支給決定件数には石綿肺によるものを含めていない。

注2 請求件数は当該年度に決定されていないものを含む。

注3 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

## 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況（過去5年度分）(件)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
肺がん	請求件数	408	527	566	535	643
	決定件数	385	403	510	530	561
	うち支給決定件数（認定率）	340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)	433 (81.7%)	424 (75.6%)
中皮腫	請求件数	615	658	696	664	747
	決定件数	633	601	616	663	675
	うち支給決定件数（認定率）	607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)	642 (96.8%)	628 (93.0%)
良性石綿胸水	請求件数	20	33	22	34	45
	決定件数	22	24	19	23	36
	うち支給決定件数（認定率）	22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)	22 (95.7%)	30 (83.3%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	42	60	77	72	94
	決定件数	56	72	57	92	77
	うち支給決定件数（認定率）	47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)	73 (79.3%)	58 (75.3%)
計	請求件数	1,085	1,278	1,361	1,305	1,529
	決定件数	1,096	1,100	1,202	1,308	1,349
	うち支給決定件数（認定率）	1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)	1,170 (89.4%)	1,140 (84.5%)

## 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する請求・決定状況（過去5年度分）(件)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	請求件数	40	545	132	317	377
肺がん	決定件数	19	33	183	102	129
	うち支給決定件数（認定率）	10 (52.6%)	13 (39.4%)	89 (48.6%)	51 (50.0%)	59 (45.7%)
	決定件数	11	23	98	127	209
中皮腫	うち支給決定件数（認定率）	8 (72.7%)	18 (78.3%)	80 (81.6%)	102 (80.3%)	177 (84.7%)
	決定件数	2	1	1	4	2
	うち支給決定件数（認定率）	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	4 (100.0%)	2 (100.0%)
石綿肺	決定件数	0	0	0	2	1
	うち支給決定件数（認定率）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
	決定件数	32 [9]	57 [22]	282 [95]	235 [36]	341 [44]
計	うち支給決定件数（認定率）	20 (62.5%)	31 (54.4%)	170 (60.3%)	159 (67.7%)	238 (69.8%)

注1 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数の集計はない。

注2 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。〔 〕は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

注3 対象疾病のうち、良性石綿胸水に係る決定は0件だったため、本表では省略している。

# 令和6年 東京都内の労働基準監督署における定期監督等の実施結果

## 70.2%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局では、令和6年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の結果について取りまとめ公表しました。

定期監督等とは、各種情報や労働災害の報告等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する調査のことです。

労働基準監督署では、事業場における労務管理や安全衛生の状況を確認し、労働基準関係法令の違反等が認められた場合には、その是正・改善を指導しています。その際、労働基準関係法令の趣旨や是正の必要性を丁寧に説明するとともに、具体的な取組方法についてのアドバイスなど支援も行っています。

また、重大・悪質な法令違反に対しては、刑事訴訟法に基づき送検することとしています。

### ●定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場数： 14,195事業場

このうち、9,966事業場（全体の70.2%）で労働基準関係法令違反あり。

### 2 主な違反内容

(1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの

（労働安全衛生法第20条から第24条のうち衛生基準に関するものを除く）： 2,843事業場（20.0%）

(2) 違法な時間外労働があったもの（労働基準法第32条及び36条）： 2,573事業場（18.1%）

(3) 健康診断の実施に関する違反があったもの（労働安全衛生法第66条から第66条の6）：

2,242事業場（15.8%）

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等実施事業場数（A）	労働基準関係法令違反があった事業場数（B）	B/A (%)
合計	14,195	9,966	70.2%
製造業	1,004	771	76.8%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	6,773	4,575	67.5%
運輸交通業	357	260	72.8%
貨物取扱業	69	48	69.6%
農林業	21	18	85.7%
畜産・水産業	1	1	100.0%
商業	1,743	1,286	73.8%
金融広告業	245	161	65.7%
映画・演劇業	116	98	84.5%
通信業	25	8	32.0%
教育研究業	473	349	73.8%
保健衛生業	581	407	70.1%
接客娯楽業	748	605	80.9%
清掃・と畜業	247	190	76.9%
官公署	3	1	33.3%
その他の事業（注）	1,788	1,187	66.4%

注 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業場数

### ①労働基準法違反

労働条件明示（15条）	1168
賃金不払（23・24条）	427
労働時間（32条）	2194
休憩（34条）	378
休日（35条）	169
上限規制（36条）	379
割増賃金（37条）	1808
年次有給休暇（39条）	1093
就業規則（89条）	937
賃金台帳（108条）	935

### ②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制（10～19条（14条を除く））	1016
作業主任者（14条）	456
安全基準（20～25条）	2843
衛生基準（20～25条）	440
特定元方事業者・注文者（30・31条）	971
定期自主検査（45条）	155
作業環境測定（65条）	79
健康診断（66条）	2242

看護・保育・建設・警備・運輸分野の事業主の皆さんへ

その  
お悩み

人材確保・職場定着でお悩みではありませんか？

社会保険労務士資格を持つ  
雇用管理改善等コンサルタントに

求人を出しても  
応募がない！

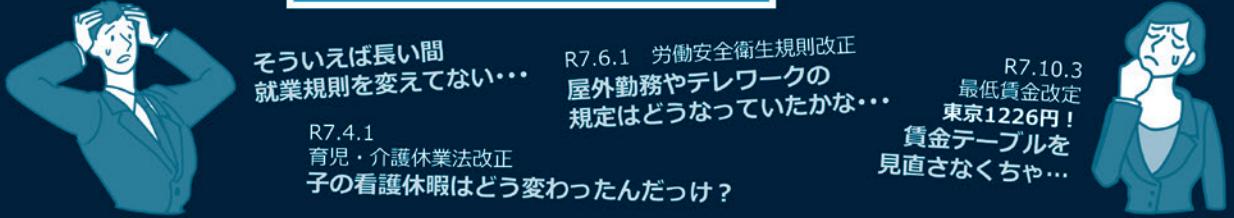
無料で相談 できます

どういえば長い間  
就業規則を変えてない…

R7.4.1 育児・介護休業法改正  
子の看護休暇はどう変わったんだっけ？

R7.6.1 労働安全衛生規則改正  
屋外勤務やテレワークの  
規定はどうなっていたかな…

R7.10.3 最低賃金改定  
東京1226円！  
賃金テーブルを見直さなくちゃ…



お手続きは  
かんたん！

1回  
2時間  
以内

3回  
まで

ハローワークでお申し込み

後日、東京労働局からご連絡し、  
訪問日程を調整します

雇用管理改善等コンサルタントが  
貴事業所を訪問、相談支援を行います

相談は  
問題解決の  
第一歩！

採用しても数か月で辞めてしまう方が  
多いんですけど、どうすれば良いですかね？

まずは労働条件と人員管理の現状から整理して  
改善できる点を探してみましょうか



お問い合わせ・お申し込みは  
ハローワーク品川 計画紹介部門 まで

TEL 03-5418-7357  
FAX 03-3453-1624

》

ひとくらしみらいのため  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局



ハローワーク品川  
人材不足でお悩みの企業の皆様へ



## ハイスキルシニアを活用しよう！！

少子高齢化の影響により、若年者の採用は非常に厳しい状況ではありますが、元気な高齢者はハローワークに来所しています。高齢者の中には、ハイスキルな人材がいらっしゃいますので、この方々を埋もれさせておくのはもったいないのではないかでしょうか。これまでの経験を生かして同業種でも良いでしょうし、異業種でも新たな発見があるかもしれません。もちろん体力やスピードは若い方には劣るかもしれません、経験値から繰り出すパフォーマンスは見習うことが多いでしょう。フルタイムよりも短時間、短期間などフレキシブルな働き方で、従業員のサポート的存在として配置をしてみてはいかがでしょうか？※ここでいうハイスキルシニアとは、60歳以上で免許、資格、高度な技術、豊富な知識を有する方をいいます。

### ハローワーク品川 免許・資格登録者(60歳以上)

R7.10.29現在

業界	主な免許・資格	登録者	業界	主な免許・資格	登録者	業界	主な免許・資格	登録者
食品	食品衛生管理者、食品衛生責任者、栄養士、フードコーディネーター、調理師他	43人	精密・医療機器	放射線取扱主任者、電気主任技術者、臨床工学技士、衛生管理者他	85人	銀行・保険・証券	簿記、証券アナリスト、ファイナンシャルプランナー、中小企業診断士、アクチュアリー他	117人
建設・設備関連	建築士、電気主任技術者、土木施工管理技士、測量士、電気工事士他	79人	運輸・物流	第一種衛生管理者、通関士、運行管理者、貿易実務検定、自動車整備士他	60人	ソフトウェア	システムアーキテクト、応用情報技術者、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト他	53人
化学・薬品・化粧品	医薬部外品製造業責任技術者、化学分析技能士、薬剤師、登録販売者他	26人	不動産	不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、マンション管理士他	67人			
鉄鋼・金属・鉱業	技術士（金属部門）、非破壊検査技術者、危険物取扱者、エネルギー管理士、溶接技能者他	24人	医療・福祉	看護師、臨床検査技師、理学療法士、介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター、保育士他	108人			

高齢者をより積極的に採用するために・・・

## 【60歳以上対象求人】 を活用してみませんか!!



高齢者は求人の対象年齢が『年齢不問』となっていても「この年齢でも大丈夫なのかな？」と不安になり、応募を躊躇してしまうことがあります。

高齢者を積極的に採用することをアピールするために、是非【60歳以上対象求人】を活用してみましょう!!



### 事業所第一部門

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3  
TEL : 03-5418-7301



### 60歳以上対象求人とは？

求人に係る年齢制限の例外として以下により認められています。

#### 例外事由 3号ニ

60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する政策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる人に限定して募集・採用する場合

- 60歳以上の高齢者に限定して募集・採用する場合には、年齢制限をすることが認められます。
- 特定の年齢層の雇用を促進する国の施策（雇い入れ助成金など）を活用するため、その施策の対象となる特定の年齢層に限定して募集・採用する場合には、年齢制限をすることが認められます。

#### ◆◆注意事項◆◆

認められる事例	<input checked="" type="radio"/> 60歳以上の人を募集 ※「62歳以上」や「65歳以上」のように、60歳を上回っていても可
	<input checked="" type="radio"/> (特定求職者雇用開発助成金の対象者として) 60歳以上65歳未満の人を募集。
認められない事例	<input checked="" type="radio"/> 60歳以上の高齢者を募集・採用する際に、上限年齢を伏している場合 例：60歳以上70歳以下の人のを募集
	<input checked="" type="radio"/> 募集・採用する年齢層が国の施策の対象となる特定の年齢層と異なる場合 例：(特定求職者雇用開発助成金の対象者として) 55歳以上65歳未満の人を募集。

#### 【求人申込みについて】

求人票の申込みの際、『職種』『年齢』欄に対象求人である旨記載してください。

##### ■職種欄■

職種名に【60歳以上求人】と記載

##### ■年齢欄■

年齢制限「あり（60歳以上）」

年齢制限該当事由

「高年齢者等の特定年齢層の雇用促進」

年齢制限の理由

「60歳以上の高齢者の雇用促進のため」等

2 仕事内容	
職種	【60歳以上求人】

年齢制限 あり (60歳以上)
年齢制限該当事由 高齢者等の特定年齢層の雇用促進
60歳以上の高齢者を募集採用するため

## 令和7年度 港地区健康と安全推進大会

令和7年11月18日（火）、港区芝5-35-3ハローワーク品川4階、5階において、「令和7年度港地区健康と安全推進大会」が実施されました。当日は天候に恵まれ、令和6年度に続き180名を超える来場者が訪れ、大いに賑わった推進大会となりました。

第1会場は、三田労働基準監督署田中宏治署長が、本日の港地区健康と安全推進大会や年末年始Safe Work推進強調期間を契機に労働災害防止対策の一層の強化に努めてほしいと冒頭の挨拶で呼び掛け始めました。品川公共職業安定所東雅人所長の来賓挨拶に続き、三田労働基準監督署長表彰式が行われ安全衛生活動に実績を上げた一般事業場、有期事業場、団体及び個人の方が表彰されました。当協会の会員企業である芝信用金庫様が一般事業場として受賞されました。

特別講演は、歯科医師で労働衛生コンサルタントの村松淳様から「産業現場での歯科保健活動を通じて考えたこと」と題し、歯科保健政策は法的基盤が希薄なため優先順位は高くないが疎かになると全身の健康に影響が出て労働生産性が低下すると重要性を解説しました。

第2会場は、一般社団法人労働保健協会による骨密度測定、第3会場は、みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センターによる健康相談、第4会場は、森永乳業株式会社と森永乳業販売株式会社の両社による血管年齢測定が行われ、延べ200名以上の方が利用されました。

多くの団体の皆様のご協力をもちまして、大会は成功裏に終了しました。

### ●三田労働基準監督署長表彰受賞者

一般事業場 芝信用金庫 様

有期事業場 株式会社奥村組 マンション京都白金台マンション建替事業新築工事 様

団 体 三田労働基準監督署内大規模建設現場災害防止協議会 2024年度 役員会 様

個 人 高橋 秀幸 様



主催者代表田中署長挨拶



受賞者の皆様



特別講演を行う村松淳先生



特別講演風景

[協会だより]



骨密度測定



血管年齢測定

## 港区中小企業優良従業員表彰式

さる2025年11月12日、令和7年度「港区中小企業優良従業員表彰式」が札の辻スクエアで行われ、当会推薦の会員事業場から次の4名の方が表彰されました。

芝浦鋼材株式会社

渡邊 純子 様

株式会社東京ロジスティック小林徳市運送 永井 雅邦 様

株式会社サルーテ

中村 健太郎 様

日工建設株式会社

中谷 綾太 様

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労意欲の増進を図り後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和36年から続いているものです。

式典は港区商店街連合会会长臼井浩之審査委員長の開会挨拶後、浦田幹男副区長から35名（13名欠席）の優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

受賞者全員の記念写真撮影後に懇親会が行われ、受賞者代表の方々から今後も業務に邁進し会社の発展に尽力しますとのスピーチがあり、港区職員、審査委員、受賞者らが歓談し、和やかな時間が過ぎてゆきました。



（表彰審査委員：三田労働基準協会 宮崎記）



芝浦鋼材(株)  
渡邊純子様



(株)東京ロジスティック小林徳市運送  
永井雅邦様



日工建設(株)  
中谷綾太様

## 〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願ひいたします。

事業場名	所在地	業種
(株)安藤・間（仮称）芝公園B敷地計画新築工事事務所	港区麻布台2-4-2	建設業
(株)安藤・間 東京メソニックセンタービル新築工事事務所	港区麻布台1-11-4	建設業
(株)デンソーアグリテックソリューションズ	港区新橋4-3-1	卸売業、建設業

## 講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

**協会企画講習会**（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

### （1）資格関係

○ **有料 衛生管理者受験準備講習会（第5回） 2月18日（水）～20日（金）**

生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師（労働衛生コンサルタント）が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備えての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

○ **有料 衛生推進者養成講習（第3回） 3月10日（火）**

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

○ **有料 新入者等安全衛生教育担当者の研修会 3月11日（水）**

新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致します。

### （2）労務管理関係

○ **有料 誤った労災保険請求手続きを行わないために 2月5日（木）**

災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることになりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的な事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

○ **有料 法改正セミナー 2月6日（金）**

労働・社会保険関係法令の改正をチェックしましょう。

○ **有料 高齢者雇用の実務 実践Q&A 2月12日（木）**

我が国では、超高齢社会に突入しており社会保障制度の財政負担、労働力不足による経済活動の鈍化、医療・福祉の人材不足、高齢者の経済格差、認知症の進行による生活破綻等々政治・経済・社会のあらゆる分野で問題が発生しています。「労働」の観点から、高齢者の問題を中心にその解決のための糸口を各専門家が解説いたします。

○ **有料 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2月26日（木）**

年度替わりは人事異動の時期であり、また、労働基準法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。36協定の届出はもとより、育児・介護休業法など各法律改正に伴う就業規則の変更、人事異動による資格者の選任届などが必要になります。3月から4月に集中する労働関係の手続などを法改正に対応して専門家が解説します。

○ **有料 36協定集中講座 2月26日（木）**

残業時間の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認お願いします。）

令和8年度

東京試験場版

## 労働安全衛生法に基づく各種免許試験案内

公益財団法人 安全衛生技術試験協会



関東安全衛生技術センター 東京試験場

所在地；〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 TEL；03-6432-0461

ニューピア竹芝ノースタワー21F FAX；03-6432-4717

ホームページ



受験資格等の情報は、安全衛生技術試験協会のホームページをご覧ください。

関東安全衛生技術センター 東京試験場で行う免許試験(学科)の日程は、下表のとおりです。

## 免許試験日程

免許試験の種類	学科試験日												※1 試験開始時刻	試験終了時刻		
	令和8年															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
特級ボイラー技士							26						10:00	16:10		
一級ボイラー技士						3				21			12:30	16:30		
二級ボイラー技士	9	26	11	9 21	5	28	14	11	9	12	2 25	5	13:30	16:30		
★クレーン・デリック運転士 (限 定 な し) 〔クレーン限定〕			17										13:30	16:00		
第一種衛生管理者	3	12 14 8 15 18	1 7 9 20 10	2 4 7 14	4 6 21	1 2 5	1 6 13	4 5 15	2 3 10	1 5	2 8	1 7 9 15 10	13:30	16:30		
第二種衛生管理者	21	21 23 27 28	16 18 23 25	17 22 22 29	25 9 27	8 15 16	17 15 25	10 18 24	12 18 16	15 23 19	15 23 17 25	17 10 15 15				
エックス線作業主任者		19		8		15		20		19		3	12:30	16:30		
潜水士	23		3	16		24			14		8		12:30	16:30		

※1 東京試験場では、「特級ボイラー技士」免許試験を除き、原則として10:00から試験室に入室することができますが、試験前に試験説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに必ず入室してください。

(注)① 青字の日(4/18、5/23、6/7、7/4、8/29、9/5、10/25、11/15、12/5、12/20、1/23、2/7、2/20、3/6、3/27)は、休日に試験を行いますが、受験申請書の窓口受付は行いません。

② ★印の試験は、学科試験合格後(学科試験のおおよそ1か月後)に関東安全衛生技術センター(千葉県市原市)で実技試験を行います。  
③ 受験資格は、免許試験ごとに異なりますので、詳細は、「免許試験受験申請書とその作り方(冊子)」又はホームページをご覧ください。  
④ 障がいのあるの方で、受験に際し配慮を希望される方は、受験申請書を提出する前に、東京試験場にご相談ください。

各試験日の申込状況は、東京試験場のホームページ「東京試験場申込状況」をご確認ください。



申込状況

みなとみた 令和8年1月号 令和8年1月15日発行(年6回発行) 第30巻第1号通巻第173号

[編集発行]一般社団法人三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル  
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692  
URL <https://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力]労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル  
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710